令和7年度　全国安全週間

趣　旨

全国安全週間は、昭和３年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力 により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和６年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業４日以上の死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和５年３月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次３年目となる令和７年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和７年度の全国安全週間 は、以下のスローガンの下で取り組む。

〈スローガン〉「多様な仲間と　築く安全　未来の職場」

期　間

７月１日から７月７日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、６月１日から６月30日までを準備期間とする。

実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

（１）安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
（２）安全パトロールによる職場の総点検の実施
（３）安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
（４）労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
（５）緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
（６）「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

（１）安全衛生活動の推進

①　安全衛生管理体制の確立

ア　年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
イ　経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
ウ　安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
エ　労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるＰＤＣＡサイクルの確立

②　安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア　経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
イ　就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
ウ　災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
エ　労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③　自主的な安全衛生活動の促進

ア　発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
イ　職場巡視、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④　リスクアセスメントの実施

ア　リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
イ　ＳＤＳ（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤　その他の取組

ア　安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
イ　外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用し